

第7回農業災害補償制度検討会会議次第

日 時 平成14年11月15日(金)

13時30分～16時

場 所 農林水産省特別共用会議室

( 郵政事業庁2階 )

1 開 会

2 資 料 説 明

- ・ 農業災害補償制度検討会における検討項目  
及び検討の取りまとめの骨子(案)について

3 質 疑 ・ 意 見 交 換

4 閉 会

## 農業災害補償制度検討会における検討項目及び検討の取りまとめの骨子（案）について

以下は、農業災害補償制度検討会委員の意見及び農家等の要望を踏まえ、同検討会において検討した結果のとりまとめを行ったものである。

農林水産省にあっては、このとりまとめを参考として、今後とも、農業災害補償制度がその機能を十全に発揮できるよう、農家負担・財政負担等も考慮しつつ、農業災害補償制度の見直しを行うことを期待する。

## 1. 農作物共済関係

| 検 討 項 目                   | 検 討 の 方 向 等  | 検討の取りまとめの骨子（案）   | 備 考  |
|---------------------------|--|--|------|
| 引受方式及び補償割合の農家選択の拡大        | ア 農作物共済の引受方式の選択については、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式及び麦の災害収入共済方式を個々の農家が選択できることとしてはどうか。        | ア 一筆方式及び半相殺方式については、個々の農家がこれらの方式を選択できるようにすべきと考える。また、全相殺方式及び麦の災害収入共済方式については、地域指定制を廃止して、収穫量（及び生産金額）を適正に把握できる農家は、これらの方式も選択できるようにすべきと考える。 | 法律   |
|                           | イ 補償割合については、補償割合を引き下げても掛金を安くしてほしいとする声に応えるため、補償割合の引下げを農家が選択できることとしてはどうか。        | イ 一筆方式、半相殺方式、全相殺方式及び麦の災害収入共済方式について、補償割合の引下げ（足切割合の引上げ）を個々の農家が選択できるようにすべきと考える。   | 法律   |
| 水稻の品質低下に対する補償の導入          | 全相殺方式であって、農家ごとの玄米の品位と当該品位ごとの数量が把握できる場合に限り、水稻の品質低下に対する補償を導入することとしてはどうか。         | 農家ごとの玄米の品位（品位等検査に基づく検査等級）と当該品位ごとの数量が、農業協同組合の出荷資料等により適正に把握できる場合に限り、水稻の減収及び品質低下に対する補償を導入すべきと考える。                                       | 法律 ? |
| 米の基準収穫量及び損害評価の基準となる節目の見直し | 水稻共済の基準収穫量や損害評価の基準となる節目幅については、農家の使用実態を勘案して、現行の1.7ミリを、原則として1.8ミリに変更することとしてはどうか。 | 節目幅については、原則として1.8ミリに変更すべきと考える。   |      |

| 検 討 項 目                           | 検 討 の 方 向 等  | 検討の取りまとめの骨子（案）  | 備 考           |
|-----------------------------------|--|---|---------------|
| <p>麦の災害収入共済方式における共済金の支払方法の見直し</p> | <p>麦の災害収入共済方式については、制度の定着が図られつつあると考えられることから、本格実施に移行することとしてはどうか。</p> <p>この場合、播種期や麦種により被害率が異なるため、類区分ごとにすべきとの農家ニーズもある一方、農家によっては、類区分の導入により農家の掛金負担が増加する可能性もあることから、更に検討を深めることとしてはどうか。</p> | <p>麦の災害収入共済方式については、試験的に実施してきたところであるが、制度の定着が図られつつあると考えられること類区分ごとの被害率に合わせた料率とするのが合理的であること等から、類区分を導入した上で、本格実施に移行すべきと考える。</p>   | <p>法律</p>     |
| <p>当然加入制の取扱い</p>                  | <p>当然加入制については、</p> <p>ア 農作物共済以外では、加入するかどうかは、農家の選択に委ねられているにもかかわらず、農作物共済では、加入しないとの選択肢がないことを不満とする意見がある一方、</p> <p>イ 保険母集団の確保、逆選択の防止、安定的な事業運営の観点や、我が国の集落の現状からみて、当然加入制は必要であるとの意見もある。</p> | <p>当然加入制については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手農家による選択の拡大という観点からは、農家に加入・非加入の自由選択を認めるべきとの意見</li> <li>・ 保険母集団の確保、全員参加を前提とした農家のボランティアによる引受け・損害評価を通じた安定的な事業運営の確保等のためには、必要との意見</li> </ul> <p>といった賛否両論が出され、現段階で一つの方向性を出すことは難しく、引き続き検討すべきと考える。</p> <p>なお、その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農政における米の位置付けが変化してきていること</li> <li>今後検討される担い手向けの経営所得安定対策との関係を整理する必要があること</li> </ul> <p>等の事情にも留意すべきと考える。</p> | <p>( 法律 )</p> |

2. 家畜共済関係

| 検討項目                           | 検討の方向等   | 検討の取りまとめの骨子(案)   | 備考        |
|--------------------------------|--|--|-----------|
| <p>多頭飼養化等に対応した家畜共済の在り方</p>     | <p>掛金負担の軽減を要望する意見や、共済金の支払をめぐる不公平感を訴える意見に対して、<br/>                     ア 組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定<br/>                     農家の被害実態に応じた共済掛金負担とするよう危険段階別共済掛金率の設定について、組合等の区域を超えた地域で設定できる途を拓くこととしてはどうか。</p> | <p>ア 1組合等内のみでは農家数が少ないため、組合等单位での危険段階別共済掛金率の設定が困難な場合に、複数の組合等が合同して危険段階別共済掛金率を設定する仕組みを設けるべきと考える。</p>                           |           |
|                                | <p>イ 新たな補償方式の導入<br/>                     共済金の支払方法について、経営に重大な損害を及ぼす火災、自然災害、伝染病といった事故以外の死廃事故に対して、加入時の農家の補償水準の選択については現行どおりとしつつ、支払共済金に一定の制限を設けることとしてはどうか。</p>  | <p>イ 経営に重大な損害を及ぼす火災、自然災害、伝染病等による死廃事故以外の死廃事故について、農家ごとの過去の被害実績も加味しつつ、高被害農家に対し、共済金の支払額に一定の制限を設けるべきと考える。</p>                   | <p>法律</p> |
|                                | <p>ウ 事故除外方式のメニューの拡大の検討<br/>                     事故除外方式について、現行の事故除外方式のメニューを増やすことが可能か。その場合どのようなメニューが考えられるか。</p>  | <p>ウ 現時点で、追加すべき新たな事故除外のメニューは見出せなかった。</p>   |           |
| <p>家畜共済の共済目的の追加(乳牛の子牛・胎児)等</p> | <p>酪農経営において、付加価値の高い子牛の生産が増えていること等から、乳牛の子牛・胎児を家畜共済の対象とすることとしてはどうか。<br/>                     また、肉牛の胎児価額の設定方法についても、更に検討を深めることとしてはどうか。</p>   | <p>乳牛の子牛・胎児を家畜共済の共済目的に追加すべきと考える。<br/>                     また、肉牛の胎児価額の設定方法についても、肉用牛の市場価格を基礎として、一定の方法により算定される金額とすべきと考える。</p> | <p>法律</p> |

3. 果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済関係

| 検討項目  | 検討の方向等  | 検討の取りまとめの骨子(案)  | 備考    |
|---|---|---|-------|
| 果樹共済及び畑作物共済の全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定の廃止(引受方式の農家選択の拡大) | 現行の全相殺方式及び災害収入共済方式は、農林水産大臣が指定する地域においてのみ実施できることとなっているが、地域指定を廃止して、収穫量(又は生産金額)を適正に把握できる者については、両方式を選択できるとすることとしてはどうか。       | 果樹共済・畑作物共済について、地域指定制を廃止して、収穫量(及び生産金額)を適正に把握できる農家については、これらの方式を選択できるようにすべきと考える。 | 法律    |
| 果樹共済への園地単位方式の導入                                   | 農業災害補償制度検討会及び現地検討会において、果樹共済に園地単位方式を導入してほしい旨の要望が多かった。  | 被害実態に応じた補償等の観点から、果樹共済に園地単位方式を導入すべきと考える。                                       | 法律    |
| 果樹共済の損害評価の合理化                                     | 果樹共済の全相殺方式及び災害収入共済方式について、農業協同組合等の出荷資料により収量又は生産金額の把握を行ってものを、これらの資料以外に青色申告の税務資料等を利用することが可能かどうか検証することとしてはどうか。              | 全相殺方式又は災害収入共済方式について、現行の農業協同組合等の出荷資料に代えて、青色申告の税務資料等を利用することが可能かどうか検証すべきと考える。    |       |
| 大豆の一筆方式の導入  | 水稻から大豆への作付転換の円滑化に資すること等から、現行の半相殺方式及び全相殺方式に加えて、一筆方式を導入することとしてはどうか。   | 大豆について、一筆方式を導入すべきと考える。  | 法律    |
| 大豆の品質方式の導入  | 大豆の品質低下対策については、品質低下に伴う価格の下落も補てんする機能を有する大豆作経営安定対策に加えて、農業災害補償制度として、大豆の品質低下を補償する必要性は考えにくいので、当面は大豆作経営安定対策の実績を見守ることが適当ではないか。 | 今回の大豆の品質方式の導入は見送るべきと考える。  | (法律?) |

| 検 討 項 目                       | 検 討 の 方 向 等   | 検討の取りまとめの骨子（案）  | 備 考           |
|-------------------------------|---|---|---------------|
| 畑作物共済の一括加入制の在り方               | <p>現行の畑作物共済において採られている一括加入制は、輪作体系下で適正な共済事業を実施するためには、今後とも必要であるが、輪作体系と関係のない品目については、農家選択の拡大に資するよう、これらを一括加入の対象から外すこととしてはどうか。</p> | <p>たまねぎ、スイートコーン、かぼちゃ、茶、ホップといった作物等については、一括加入の対象から外せるよう措置すべきと考える。</p>   | <p>法律</p>     |
| 園芸施設取片付け費用の補償方式の導入            | <p>担い手の規模拡大等に応じた補償の充実を図る観点から、取片付け費用を園芸施設共済の補償の対象に追加することとしてはどうか。</p>   | <p>園芸施設取片付け費用の補償を導入すべきと考える。</p>   |               |
| 多目的ネット等の園芸施設共済の共済目的への追加       | <p>近年防災施設として普及が進んでいる果樹園の多目的ネット等について、園芸施設共済の対象に追加することとしてはどうか。</p>  | <p>多目的ネット等を園芸施設共済に追加すべきと考える。</p>  |               |
| 園芸施設共済の共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げ | <p>園芸施設共済の共済掛金国庫負担については、現行では、農家ごと・年度ごとに、共済金額4,000万円までが限度となっているが、これを引き上げることとしてはどうか。</p>                                      | <p>「農業経営の展望」、営農実態を踏まえ、共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額を引き上げるべきと考える。</p>   |               |
| 園芸施設共済への新価補償の導入               | <p>農業災害補償制度検討会及び現地検討会において、園芸施設共済に新価補償を導入してほしい旨の要望が多かった。</p>   | <p>農業災害補償制度による補てん対象は、共済事故に伴う共済目的の減収等とされており、現実の損失でない減価償却分まで掛金国庫負担・再保険の対象とすることは、政策的必要性に乏しいこと等から、今回の園芸施設共済への新価補償の導入は見送るべきと考える。</p> | <p>( 法律 )</p> |

## 農業災害補償制度検討会の取りまとめ（案）

## 1. 農作物共済関係

## (1) 引受方式及び補償割合の農家選択の拡大について

現状と課題引受方式（一筆方式、半相殺方式、全相殺方式等）の農家選択の拡大

- ・ 現行の農作物共済の引受方式には、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、麦の災害収入共済方式があり、このうち一筆方式及び半相殺方式については、原則として、組合等（農業共済組合又は共済事業を行う市町村をいう。以下同じ。）の区域ごとに組合等がいずれか一方の方式を選択して実施することとされている。
- ・ また、現行の全相殺方式及び麦の災害収入共済方式は、原則として、農業協同組合の出荷資料等から収穫量（及び生産金額）が適正に把握できるものとして、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域（指定地域）に限定して実施できることとされ、指定地域外においては、これらの方式による引受けはできないことが基本とされている。
- ・ このような引受方式の選択の現状に対して、近年、組合等の合併等が進み、組合等の区域が広域化したことや、農家の保険ニーズが多様化してきたこと等から、これを自由に選択できるようにすべき旨の要望がある。

補償割合（足切割合）の農家選択の拡大

- ・ 現行では、農作物共済の補償割合（足切割合）は、引受方式ごとに一定の割合に固定されている。
- ・ このような補償割合の選択の現状に対しても、補償割合を引き下げても掛金を安くしてほしいという農家の要望等がある。

検討結果引受方式（一筆方式、半相殺方式、全相殺方式等）の農家選択の拡大

- ・ 一筆方式及び半相殺方式については、農家の選択の幅を広げる観点から、個々の農家がこれらの方式を選択できるようにすべきであると考える。
- ・ また、全相殺方式及び麦の災害収入共済方式については、地域指定制を廃止することは、

(ア) 農家の選択の幅が広がること

(イ) 損害評価を出荷資料等の客観資料によるため、評価コストの低減が図られ、また、農家の信頼を得やすくなること

等といったメリットが考えられるため、地域指定制を廃止して、収穫量(及び生産金額)を適正に把握できる農家については、これらの方式を選択できるようにすべきと考える。

#### 補償割合(足切割合)の農家選択の拡大

- ・ 農家の被害実態に応じたきめ細かな補償割合の選択が可能となるよう、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式及び麦の災害収入共済方式について、補償割合の引下げ(足切割合の引上げ)を個々の農家が選択できるようにすべきと考える。

### (2) 水稻の品質低下に対する補償の導入について

#### 現状と課題

- ・ 現行の水稻に係る農作物共済では、品質の低下については、補償の対象とされていない。
- ・ 近年、高温等による乳白粒等の発生が増加し、収穫された米の品質低下によって、農家に大きな収入減をもたらすことが増加しているため、自然災害により品質低下(等級落ち)が発生した場合に、これを補償する方式を導入すべき旨の要望がある。

#### 検討結果

- ・ 農家ごとの玄米の品位(品位等検査に基づく検査等級)と当該品位ごとの数量が、農業協同組合の出荷資料等により適正に把握できる場合に限り、水稻の減収及び品質低下に対する補償を導入すべきと考える。

### (3) 米の基準収穫量及び損害評価の基準となる篩目(ふるいめ)の見直しについて

#### 現状と課題

- ・ 現行の水稻に係る農作物共済では、1.7mmの篩目を用いて選別された玄米を収量としてカウントすることとされており、基準収穫量の設定や損害評価高の認定も、この1.7mmの篩目が基準となっている。
- ・ 近年、産地間競争の激化等を背景に、平成13年の調査では、1.8mm以上の篩目を用いて玄米を調製する農家数の割合は9割以上となっているため、水稻

に係る農作物共済における収量基準を見直すべき旨の要望がある。

#### 検討結果

- ・ 篩目幅については、農家の篩目の使用実態を勘案して、原則として1.8mmに変更すべきであるとする。

#### (4) 麦の災害収入共済方式における共済金の支払方法の見直しについて

##### 現状と課題

- ・ 麦の災害収入共済方式は、麦作農家の経営の安定を図る観点から、平成11年改正において試験的に導入され、当面、農家ごとに、類区分を一括した「麦」を単位とする簡便な仕組みとされている。
- ・ このような災害収入共済方式の仕組みに対し、
  - (ア) 類区分ごとに被害率が異なることから、特に一の類区分の麦しか作付けない農家にとっては麦を一括した現行の料率は実態に合わない
  - (イ) 他の引受方式は、類区分ごとの取扱いである等の理由から、災害収入共済方式についても類区分を導入すべき旨の要望がある。

##### 検討結果

- ・ 麦の災害収入共済方式については、
  - (ア) 制度の定着が図られつつあると考えられること
  - (イ) 類区分ごとの被害率に合わせた料率とするのが合理的であること等から、類区分を導入した上で、本格実施に移行すべきとする。

#### (5) 当然加入制をめぐる議論について

##### 現状と課題

- ・ 現行では、農作物共済については、水稻、陸稻及び麦の合計面積が一定の規模以上の米麦作農家は、組合員資格を有し、更に、水稻、陸稻及び麦ごとに、都道府県知事が定める一定面積（当然加入基準）以上を栽培する農家は、当該種類ごとに共済関係が当然に成立することとされている。

##### 検討結果

- ・ 農作物共済の当然加入制については、
  - (ア) 担い手農家による選択の拡大という観点からは、農家に加入・非加入の

自由選択を認めるべきとの意見

(イ) 保険母集団の確保、全員参加を前提とした農家のボランティアによる引受け・損害評価を通じた安定的な事業運営の確保等のためには、必要との意見

といった賛否両論が出され、現段階で一つの方向性を出すことは難しく、引き続き検討すべきと考える。

なお、その際、

(ア) 農政における米の位置付けが変化してきていること

(イ) 今後検討される担い手向けの経営所得安定対策との関係を整理する必要があること

等の事情にも留意すべきと考える。

## 2. 家畜共済関係

### (1) 多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方について

#### 現状と課題

- ・ 近年の畜産経営においては、一戸当たり飼養頭数の増加の進展に伴い、特に大規模経営農家では、共済掛金が多額となっている。また、飼養管理形態の多様化に伴い、飼養管理技術等の優劣により、共済事故の発生度合いに農家間の格差が生じている。

#### ア 組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定

現行では、農家の被害実態に応じた共済掛金率とするため、危険段階別共済掛金率の設定ができることとされており、家畜共済では全国の約4割の組合等で導入されているが、農家数の減少により、1組合等のみでは危険段階別共済掛金率の設定が困難な場合も、生じてきている。

#### イ 新たな補償方式の導入

現行では、病傷事故についてのみ、共済金の支払限度が設けられているが、死廃事故に係る共済金については、支払限度が設けられていない。

#### ウ 事故除外方式のメニューの拡大の検討

現行では、共済掛金の負担軽減や農家の経営リスクに見合った補償の選択を図ることを目的として、共済事故の一部を除外する事故除外方式が導入されており、いくつかのメニューが設定されている。

- ・ このように、飼養規模の拡大に伴う農家の共済掛金負担の軽減や、飼養管理形態の多様化に伴う農家の経営リスクに応じた補償の選択幅の拡大に資するた

め、所要の措置を講じてきているが、今日なお、掛金負担の軽減を要望する意見や共済金の支払をめくり不公平感を訴える意見がある。

## 検討結果

### ア 組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定

1 組合等内のみでは農家数が少ないため、組合等单位での危険段階別共済掛金率の設定が困難な場合に、複数の組合等が合同して危険段階別共済掛金率を設定する仕組みを設けるべきと考える。

### イ 新たな補償方式の導入

経営に重大な損害を及ぼす火災、自然災害、伝染病等による死産事故以外の死産事故について、農家ごとの過去の被害実績も加味しつつ、高被害農家に対して共済金の支払額に一定の制限を設けるべきと考える。

### ウ 事故除外方式のメニューの拡大の検討

現時点で、追加すべき新たな事故除外のメニューは見出せなかった。なお、事故除外方式のメニューを増やすことが可能かどうかについては、今後の飼養管理形態等の更なる変化も踏まえ、引き続き検討すべきであると考え。

## (2) 共済目的の追加（乳牛の子牛・胎児）等について

### 現状と課題

- ・ 現行の家畜共済においては、肉牛の子牛（出生後第5月の月の末日を経過していない牛）及び胎児（授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上の生育の程度に達しているもの）については、肉用牛等として共済目的とすることができることとされているが、乳牛の子牛及び胎児については、共済目的とすることができない。
- ・ 近年の酪農経営においては、F<sub>1</sub>（交雑種）の生産の増加、ET（受精卵移植）技術の普及定着により、経済的価値の高い乳牛の子牛及び胎児が増加してきたため、これらを共済目的とすることについての要望がある。また、肉牛の胎児価額は、母牛の価額を基礎に定められているが、母牛の価額は、加齢により減っていく実態にあること等から、肉牛の胎児価額の設定方法についても見直すべきとの要望がある。

### 検討結果

- ・ 乳牛の子牛及び胎児については、F<sub>1</sub>やET技術の普及による肉専用種等付加価値の高い子牛の生産が増加していることから、家畜共済の共済目的に追加

すべきと考える。また、肉牛の胎児価額の設定方法についても、肉用牛の市場価格を基礎として、一定の方法により算定される金額とすべきと考える。

### 3. 果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済関係

#### (1) 果樹共済及び畑作物共済の全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定の廃止について

##### 現状と課題

- ・ 現行の全相殺方式及び災害収入共済方式は、農業協同組合の出荷資料等から収穫量（及び生産金額）が適正に確認できる地域として、農林水産大臣が指定する地域においてのみ実施できるとされている。
- ・ 指定地域外の農家は、条件を満たす者であっても、これらの方式を選択することができない状況にあるため、これらの方式の選択を可能とすべき旨の要望がある。

##### 検討結果

- ・ 地域指定制を廃止することについては、農家の選択の幅が広がること、引受率の向上にもつながること等といったメリットが考えられることから、地域指定制を廃止して、収穫量（及び生産金額）を適正に把握できる農家については、これらの方式を選択できるようにすべきと考える。

#### (2) 果樹共済の園地単位方式の導入について

##### 現状と課題

- ・ 現行では、果樹共済については、専ら農家単位方式で補償が行われており、園地単位の引受方式は設けられていない。
- ・ 農業災害補償制度検討会及び現地検討会において、果樹共済に園地単位方式を導入してほしい旨の要望が多かった。

##### 検討結果

- ・ 農家の被害実態に応じた補償、果樹共済の加入拡大等に資するものと考えられることから、果樹共済（収穫共済）に園地単位方式を導入すべきと考える。

### (3) 果樹共済の損害評価の合理化について（青色申告の税務書類等による損害評価）

#### 現状と課題

- ・ 近年、農家の経営改善、合理化の進展に伴い、納税申告について青色申告が普及している状況にある。
- ・ 損害評価の合理化に資するよう、このような税務申告書類等を利用して損害評価が行えないかどうか検討する必要があるとの意見がある。

#### 検討結果

- ・ 全相殺方式又は災害収入共済方式については、現行の農業協同組合の出荷資料等に代えて、青色申告の税務資料等を利用することが可能かどうか検証すべきと考える。

### (4) 大豆の一筆方式の導入について

#### 現状と課題

- ・ 現行では、大豆は、畑作物共済の対象として専ら農家単位方式で補償が行われており、一筆単位の引受方式は設けられていない。
- ・ 米の生産調整の進展に伴い、大豆の作付面積が増加している中で、農家から、大豆に一筆方式を導入することについて要望がある。

#### 検討結果

- ・ 大豆の一筆方式については、
  - (ア) 水稲から大豆への作付けの転換の円滑化に資すると考えられること
  - (イ) 水稲からの転作農家の要望が強く、大豆共済の加入拡大に資するものと考えられること
  - (ウ) 水田での大豆の本作化に向けて、大豆作農家の経営の安定が農政上の重要な課題と位置付けられているところであり、農業災害補償制度としてもその充実を図ることが緊急の課題であること等の理由から導入すべきと考える。

### (5) 大豆の品質方式の導入について

#### 現状と課題

- ・ 現行では、大豆については、収量の減少は補償の対象とされているが、品質の低下は補償の対象とされていない。

- ・ 大豆は、年による単収の変動だけでなく品質の変動も大きいことから、品質の変動が農家経営に与える影響も大きく、品質の低下により生ずる損失を補てんすることについて要望がある。

#### 検討結果

- ・ 大豆の品質低下対策については、品質の低下に伴う価格の下落も補てんする機能を有する大豆作経営安定対策が導入されており、これに加えて、農業災害補償制度として、大豆の品質低下を補償する必要性は考えにくいいため、当面は、大豆作経営安定対策の実績を見守るべきであり、今回の大豆の品質方式の導入は見送るべきと考える。

### (6) 一括加入制の在り方について

#### 現状と課題

- ・ 北海道の主要な畑作地帯においては、連作障害の発生や地力の減退等を回避するため、合理的な輪作体系が生産形態として確立しており、輪作が実施されずに減収（共済金支払）となる事態を避けるため、輪作体系が維持されていることを確認する手法として、現行の畑作物共済では、一括加入制（組合等が畑作物共済の共済目的としているすべての種類の農作物を共済に付すること）が採られている。
- ・ 畑作物共済の共済目的には、たまねぎ、スイートコーン、かぼちゃ、茶、ホップといった必ずしも輪作体系とは関係のない作物等が含まれており、これらについては、一括加入の対象から外して選択加入とすることについて要望がある。

#### 検討結果

- ・ 輪作体系下で適正な共済事業を実施するためには、一括加入方式は今後とも必要であるが、輪作体系とは無関係の作物等については、農家選択の拡大に資するよう、これらを一括加入の対象から外せるよう措置すべきと考える。

### (7) 園芸施設取片付け費用の補償方式の導入について

#### 現状と課題

- ・ 現行の園芸施設共済においては、台風等により倒壊した園芸施設の取片付け費用は補償の対象とされていない。

- ・ 施設園芸農業の園芸施設の大型化等の進展に伴い、台風等により倒壊した園芸施設の取片付けに多額の費用が必要となっていることから、施設園芸農家からは、取片付けにかかる費用を補償の対象とすることについて要望がある。

#### 検討結果

- ・ 意欲ある担い手の規模拡大等に応じた補償内容の充実を図る観点から、園芸施設の取片付け費用の補償を導入すべきと考える。

### (8) 園芸施設共済の共済目的（多目的ネット等）の追加について

#### 現状と課題

- ・ 現行の園芸施設共済においては、園芸施設のうち多目的ネット等（果樹園の防風、防ひょう、防鳥等の複数の目的に供するための防災施設）は、補償の対象とされていない。
- ・ 近年、多目的ネット等が普及しているが、こうした防災施設は高価であり、自然災害等により損壊した場合には、農業経営上の大きな損失となるため、農家から、果樹共済の防災施設割引の対象となっている多目的ネット等を園芸施設共済の共済目的に追加することについて要望がある。

#### 検討結果

- ・ 多目的ネット等については、被害の軽減及び農家の経営の安定に資するため、園芸施設共済の共済目的に追加すべきと考える。

### (9) 共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げについて

#### 現状と課題

- ・ 現行の園芸施設共済における共済掛金国庫負担対象共済金額は、昭和46年の「自立経営の標準的指標」及び平成6年当時の物価水準を踏まえ、4千万円を限度とされている。
- ・ 園芸施設が大型化・高額化している中で、施設園芸農家から、共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の見直しの要望がある。

#### 検討結果

- ・ 平成12年の「農業経営の展望」及び近年の営農実態を踏まえ、共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額を引き上げるべきと考える。

## (10) 園芸施設共済への新価補償の導入について

### 現状と課題

- ・ 現行の園芸施設共済においては、資産共済として園芸施設本体に発生した損失を園芸施設の時価額により補償することとされており、園芸施設の減価償却分は補償の対象とされていない。
- ・ 農業災害補償制度検討会及び現地検討会において、園芸施設共済に新価補償（被災園芸施設と同等の園芸施設の再建築価額の補償）を導入してほしい旨の要望が多かった。

### 検討結果

- ・ 農業災害補償制度による補てんの対象は、共済事故に伴う共済目的の減収等とされており、現実の損失でない減価償却分まで掛金国庫負担・再保険の対象とすることは、政策的必要性に乏しいこと等から、今回の園芸施設共済への新価補償の導入は見送るべきと考える。

### 今後の農業災害補償制度の課題

- ・ 農業者の視点に立った農業共済団体の事業運営
- ・ 経営所得安定対策との関係整理

## 農業災害補償制度検討会スケジュール（案）

| 日 程            | 事 項  |
|----------------|--|
| 平成 13 年        |  |
| 1 1 月 2 2 日(木) | 第 1 回農業災害補償制度検討会<br>・ 農災制度の現状と課題<br>・ 検討の視点                                      |
| 1 2 月 1 4 日(金) | 第 2 回農業災害補償制度検討会<br>・ フリートーキング及び検討項目の整理  |
| 平成 14 年        |  |
| 2 月 8 日(金)     | 第 3 回農業災害補償制度検討会<br>・ 果樹・畑作物・園芸施設共済の課題と対応方向                                      |
| 3 月 1 8 日(月)   | 第 4 回農業災害補償制度検討会<br>・ 家畜共済の課題と対応方向   |
| 3 月 2 8 日(木)   | 現地視察（千葉県下）   |
| 5 月 2 4 日(金)   | 第 5 回農業災害補償制度検討会<br>・ 農作物共済の課題と対応方向  |
| 7 月 2 日(火)     | 第 1 回実務者検討会  |
| 7 月 1 2 日(金)   | 第 2 回実務者検討会  |
| 7 月下旬～8 月      | 現地検討会（全国 6 ブロック）<br>福岡(7月26日)、新潟(7月30日)、愛知(8月2日)<br>東京(8月6日)、北海道(8月7日)、岡山(8月20日) |
| 1 0 月 1 1 日(金) | 第 6 回農業災害補償制度検討会<br>・ 現地検討会及び実務者検討会の意見等を踏まえた検討<br>方向の整理                          |
| 1 1 月 1 5 日(金) | 第 7 回農業災害補償制度検討会<br>・ 制度改正項目の整理及び取りまとめ骨子(案)について                                  |
|                | （今後の予定）<br>第 8 回農業災害補償制度検討会<br>・ 最終取りまとめ   |